

東根市定住促進事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市における定住を促進するため、予算の範囲内において、この要綱の規定に基づき、転入をした者に対して助成金を交付することにより、本市の人口の増加及び市域の均衡ある発展を図り、もってしあわせに満ちた学びと交流のまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 本市の住民として永住の意志をもって居住し、本市の住民基本台帳に記録され、かつ、居住の本拠が本市にあることをいう。
- (2) 転入 転入届を提出して他の市区町村等から本市に移り住むことをいう。
- (3) 住宅 玄関、トイレ、台所、浴室及び居室を有し、利用上の独立性を有するもので、新築し、又は購入されたもの（併用住宅を含む。）をいう。
- (4) 中古住宅 過去に居住の用に供されたことのある住宅をいう。
- (5) リフォーム工事 中古住宅の全部若しくは一部の修繕、補修、補強、模様替え、更新（取替え）等を行う工事又は中古住宅の一部を改築する工事をいう。
- (6) 入居 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第7号の規定による住所を定めた年月日に居住を開始したことをいう。

(助成対象要件)

第3条 助成金の交付の対象となる住宅及び中古住宅（以下「対象住宅」という。）は、次に掲げるいずれにも該当する対象住宅とする。

- (1) 市内において定住することを目的に自らの居住の用に供するため取得したものであること。
 - (2) 前号に規定する取得に要した額が500万円以上であること。ただし、取得した対象住宅が中古住宅である場合は、取得に要した額にリフォーム工事に要した額を含むものとする。
- 2 対象住宅の所有が共有名義のときは、共有者の持ち分に係る部分の購入経費を含むものとする。

3 土地及び建物を一体的に取得したときは、その取得に要した額とする。

(助成対象者)

第4条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 対象住宅を取得し転入した者
- (2) 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間に、対象住宅に入居した者
- (3) 転入をした日から起算して対象住宅に入居した日までの期間が3年未満の者
- (4) 転入をした日の前日から起算して過去3年において市内に住所を有していない者
- (5) 助成対象者及び同居家族全員に市税等（市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料をいう。以下同じ。）の滞納がない者。ただし、前住所地も含むものとする。
- (6) 居住地の自治会に加入した者
- (7) 東根市結婚新生活支援事業補助金交付要綱（令和3年告示第51号）に基づく住宅取得に係る補助金の交付を受けていない、又は受ける予定のない者

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、15万円とし、次の各号に定める加算措置に該当する場合は、それぞれ当該各号に定める額を加算した額とする。

(1) 子育て加算 助成対象者に、次に掲げるいずれにも該当する者（以下この号において「子ども」という。）がある場合に5万円。ただし、子どもが3人以上である場合は、5万円に、その子どものうち2人を除いた子どもにつきそれぞれ1万円を加えるものとする。

ア 申請日時点において、助成対象者と同居している子ども

イ 助成対象者が対象住宅に入居した時点での年齢が、0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもで、前条第2号から第4号までの規定をすべて満たすもの

(2) 地区加算 対象住宅を次に掲げる東根市区長設置規則（昭和31年規則第1号）別表に定める地区に取得した場合

ア 東郷地区、高崎地区又は長瀬地区 20万円

イ 大富地区又は小田島地区 10万円

(3) 中古住宅加算 中古住宅である対象住宅を次に掲げる東根市区長設置規則別表に定める地区に取得した場合

ア 東根地区又は神町地区 20万円

イ 東郷地区、高崎地区、大富地区、小田島地区又は長瀬地区 30万円

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、取得した対象住宅に入居した日から1年以内において、東根市定住促進事業助成金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。ただし、本文の規定にかかわらず、交付申請書は令和6年3月31日を超えて提出することができない。

(1) 世帯全員の住民票の写し（住民票謄本）

(2) 申請者が転入をした者であることを証明する書類（戸籍の附票の写し）

(3) 対象住宅に係る建築請負契約書、売買契約書等、新築又は購入（購入した対象住宅が500万円未満であるときは、リフォーム工事を含む。）したこと及び費用を証する書類の写し

(4) 申請者及び同居家族全員に市税等の滞納がないことを証する書類（申請時点において本市の市税等の納税義務が発生していない者は、前住所地での市町村税等の滞納がないことを証する書類）

(5) その他市長が特に必要と認める書類

(助成金の交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による助成金の交付申請を受けたときは、当該申請の内容の審査及び調査を行い、助成金交付の適否を判断し、東根市定住促進事業助成金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第8条 前条の規定による交付決定の通知を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、速やかに東根市定住促進事業助成金請求書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

(交付決定の取消及び助成金の返還)

第9条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 対象住宅に入居した日から3年以内において、居住の本拠を他の市区町村等に移すことになったとき、又は当該対象住宅を他人に譲渡したとき。
 - (2) 偽りやその他不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が助成金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合には、速やかに東根市定住促進事業助成金交付決定取消通知書（様式第4号）により交付対象者に通知するものとする。
 - 3 第1項の規定により助成金の交付の決定を取り消された交付対象者が既に助成金の交付を受けているときは、市長の請求に応じ、交付を受けた助成金を返還しなければならない。

（報告及び実地調査）

第10条 市長は、必要があると認めるときは、交付対象者から報告又は書類の提出を求め、担当職員に実地調査を行わせることができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月20日告示第22号）

（施行期日）

- 1 この告示中第1条の規定は公示の日から、第2条及び次項の規定は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成27年3月31日以前にこの告示による改正前の東根市定住促進事業助成金交付要綱の規定により対象住宅に助成対象者が入居したときは、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月31日告示第30号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成29年3月31日以前にこの告示による改正前の東根市定住促進事業助成金交付要綱の規定により対象住宅に助成対象者が入居したときは、なお従前の例による。

附 則（平成29年7月24日告示第67号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成30年3月20日告示第17号）

（施行期日）

- 1 この告示中第1条の規定は公示の日から、第2条及び次項の規定は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成30年3月31日以前にこの告示による改正前の東根市定住促進事業助成金交付要綱の規定により対象住宅に助成対象者が入居したときは、なお従前の例による。

（施行期日）

- 1 この告示中第1条の規定は公示の日から、第2条及び次項の規定は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和3年3月31日以前にこの告示による改正前の東根市定住促進事業助成金交付要綱の規定により対象住宅に助成対象者が入居したときは、なお従前の例による。

東根市定住促進事業助成金交付申請書

年 月 日

東根市長

あて

申請者 住 所
氏 名
電話番号

東根市定住促進事業助成金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて、申請します。

- 1 住宅取得年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- 2 転入年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- 3 入居開始年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- 4 取得住宅の区分 新築・建売・中古（いずれかに○印を記入）
- 5 取得住宅の購入額 _____ 円
- 6 同居家族の状況（構成：助成金申請日時点、年齢：それぞれ入居日時点）

氏 名	生年月日	年齢	続柄	備考
			本人	

18歳以下
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>

- 7 加入自治会名 _____ 地区 _____ 自治会
- 8 交付申請額 _____ 円

※市記入欄
子育て加算（1人～2人：50,000円 3人以上： _____ 円）
地区加算（東郷・高崎・長瀬：200,000円 大富・小田島：100,000円）
中古住宅加算（東根・神町：200,000円）
東郷・高崎・大富・小田島・長瀬：300,000円）

【同意事項】

私は、東根市定住促進事業助成金の交付決定に際し、申請書に添付した「市税等の滞納がないことを証する書類」で確認できない私を含めた上記同居家族の市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付状況を、市担当職員が調査確認することに同意します。

申請者氏名 _____

東根市定住促進事業助成金交付決定（却下）通知書

第 年 月 日
号

様

東根市長

年 月 日付けで申請のありました東根市定住促進事業助成金については、下記のとおり交付を決定（却下）したので通知します。

記

- 1 助成金交付決定額 _____ 円
- 2 交付の条件
 - (1) 東根市定住促進事業助成金交付要綱第9条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、その旨を市長に報告し、市長の指示に従うこと。
 - (2) 市長から報告又は書類の提出を求められたときは、速やかにその求められた報告又は書類の提出を行うこと。
 - (3) 助成金交付申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに届け出ること。
- 3 交付却下の理由（却下の場合）

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、東根市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、東根市を被告（東根市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。（なお、6か月以内であっても、この決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

東根市定住促進事業助成金請求書

年 月 日

東根市長

あて

請求者 住 所
氏 名
電話番号

東根市定住促進事業助成金を下記のとおり請求します。なお、助成金は下記の指定口座に振り込んでください。

記

1 請求額 金 _____ 円

2 指定口座

金融機関名	
本支店名	
口座種別	1 普通 2 当座 3 その他 (○印を記入)
口座番号 (右詰めで記入)	
口座名義人	(フリガナ)

東根市定住促進事業助成金交付決定取消通知書

年 月 日

様

東根市長

年 月 日付けで決定した東根市定住促進事業助成金については、下記の理由により交付を取り消しましたので通知します。

記

1 交付決定取消の理由

（教示）

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、東根市長に対して審査請求をすることができます。
- この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、東根市を被告（東根市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。（なお、6か月以内であっても、この決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）